

The Changes in the Co-operation of Housework from the End of Taisho Periods to before the World War II

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/11022

B-1-15,

家事労働の共同化の変遷

—関東大震災以後昭和戦前まで—

町 田 玲 子

The Changes in the Co-operation of Housework
from the End of Taishō Periods to before
the World War II

REIKO MACHIDA

京都府立大学学術報告
理学・生活科学 第36号 別刷

pp. 69~78

昭和60年11月発行

家事労働の共同化の変遷

—関東大震災以後昭和戦前まで—

町 田 玲 子

The Changes in the Co-operation of Housework from the End of Taishō Periods to before the World War II

REIKO MACHIDA

梗 概

家事労働の方向性を探るための一資料として、家事労働合理化の一形態である共同化について、その歴史的背景を考察することを目的とする。おもに関東大震災以後昭和戦前を対象時期とし、東京などの都市生活にみられる共同化についてとりあげた。方法は、建築学、家政学分野の専門書・学術雑誌、当時の婦人層を対象とする一般書・月刊誌などの分析を行った。

本稿の柱立ては次の通りである。

1. 緒 言
2. 震災以前にみられる家事労働の共同化事例
3. 共同住宅居住にともなう家事労働の共同化
4. 戦時中の家事労働の共同化—炊事を中心として—
5. ま と め

1. 結 言

本報告は、近代以降のすまいにおける家事労働およびその空間の変容に関する一連の研究の一部をなし、家事労働の共同化形態に視点をおきながら考察しようとするものである。

家事労働は、旧来から各家庭が個別に処理すべき性格のもののみなされていたが、明治期以後次第に社会的機構において処理されるようになった。このような現象を家事労働の社会化と一般的に言う。共同化は、その社会化に含まれる一つの合理化形態であり、その特徴として、①営利を目的としない、②共通の目的をもつ特定の居住者層にその実施主体がある。の2点があげられる。

大正12年の関東大震災の直後、混乱した生活をたて直すための善後策として、家事労働の共同化をすすめる意見や提案が聞かれたが¹⁾、以後共同住宅居住の増加にしたがい、あるいは戦時色がこくなるにつれ、家事労働の共同化は住生活面に具体化されていった。

本稿は、震災以後の家事労働の共同化、とくに炊事の共同化を中心として、その内容、実施に至る背景・ともなう問題について考察することを目的とする。そして明治以後の家事労働の共同化の歴史的背景から、家事労働の合理化方法としての共同化の意義を考えようとするものである。

考察の対象となる居住者階層は、都市生活を営む中流、もしくはそれ以下とする。農村生活においても家事労働の共同化は実践されたが、それについては別稿

でとり扱うので本稿ではふれなかった。

研究方法は、文献分析を中心とした。なお文献を「」内に引用する場合、旧漢字は当用漢に用いられたものに書きかえ、旧仮名づかいは新仮名づかいとした。また文語体については、文献の通りとした。

2. 震災以前にみられる家事労働の共同化事例

家事労働の共同化に関する考え方や実践事例は震災以前にもみられた。それらの背景を探り、震災以後にいかに関与を与えたかについて考えてみたい。

なお家事労働には、衣食住にわたる広範囲の仕事が含まれるが、本稿では共同化事例のみられた炊事、購入（買物）、保育（子育て）に関してとりあげた。

(1) 炊事の共同化

i) 提案例

都市は、農村に比べて人家も密集しており、居住者はつねに火災に対する不安を抱いていた。火を扱う炊事に関してはとくに注意がはらわれていたが、「自今各家屋ノ庖厨ヲ遠ケテ造作相成ル様致シタシ」²⁾のように、住宅内に煮炊の場を設けることすら避けたい、とする意見が、明治5年にあらわれている。そして各家庭の「竈」を廃止して、「数十戸毎ニ一社ノ飲食店」を設けたらよい、という提案が示されている。これは「長屋住ノ小家」の火災防止の対策として共同化案であった。

明治30年代末には婦人解放の理由から、「飯たき配達会社」³⁾、あるいは「飯焚所（若しくは副食物調理所）」⁴⁾などの提案があらわれた。これらは当時の社会主義思想家など識者によるものであり、家庭生活の近代化を目ざす運動の一環として位置づけられていた。

大正中期には、婦人雑誌読者層の間から炊事の共同化に対する意見が聞かれるようになった。たとえば『婦人之友』（大正9年5月号）には、「私の欲しいもの」という題で多くの意見が掲載され、その中には、「共同炊飯所」⁵⁾、「簡易食堂を地方にも」⁶⁾、「御飯会社」⁷⁾などの要望がみられる。これらは、「解放されたい」意識というより、むしろ「負担を軽くしたい」という素朴な願いに基くものであった。旧来から炊事が、「同じことの繰返しで労力的負担も大きく、時間もかかる」⁸⁾家事労働であることは当然のこととされていた。しかし、大正期に入り、婦人をめぐる社会情勢の変化の中で、労力的負担の軽減化志向が芽生えてきて、共同化の意見となってあらわれてきたのであった。

以上、共同化の提案は、明治初期のころに防災上、

明治30年代終りに婦人解放、大正中期に労力的負担の軽減、というように共同化を必要とする主たる理由のあらわれ方が異なっていた。

ii) 実施事例

共同炊事の最初の例は、「常平社食堂」であるといわれる⁹⁾。これは、東京府下神田橋で、明治5年に始められた。それについては、『明治文化全集第二十巻』に概要が載っている¹⁰⁾。すなわち、「常平社」に一定の額を支払い入会すると利用の資格が得られるもので、賄代も3通りの中から選べる。使用人の労を必要とせず、腐敗の心配もなく安心して食べられ、遠方からの来客も、当地在住の人もこれを利用すれば家計の節約になる、というものであった。

明治末期には、尾張の国一の宮地方で、工場で働く糸引女工の食生活を統制するために炊事の共同化が始められた¹¹⁾。

大正中期には、大阪府工場課が工場で働く労働者を対象とする共同化を実施しようとした。「共同炊事場設立趣意書」¹²⁾によると、共同炊事の目的は、①栄養、経済を考えた献立、②各戸炊事に要する時間と空間の節約、③（産地直接購入による）材料の鮮度保持、中間経費の節約、となっている。また、上記趣意書の前文には、「無学、無研究の台所の為めに、多数職工の健康に惨害を来するを歎じ……」とある。職工の栄養改善を主たる目的としているものの、職工の各家庭の台所の状態に対する問題意識が契機となっていることがうかがえる。

大阪の事例が工場労働者の利用であったのに対し、東京では一般家庭を対象とする、社会事業としての計画¹³⁾があった。それは「神田の駿河台倶楽部を炊事場とし、電気仕掛を以て二三千軒分の大計画にて……」とあるように、かなり大規模なものであった。推進者は、「家庭改善に熱心な東大の入澤博士を始め櫻田節彌子、亀井孝子両婦人、及びドクトル、オブエコノミックス野中正氏」とあるが、各氏の間柄については明らかでない。

なお、大正9年の『生活改造資料』には、一般向けの「共同炊事配達場」の宣伝を示す図があるが、その「利益」の項目には、「各戸の炊事場薪炭置場節約」、「建築物各戸ノ炊煙ニ汚染スル事ナシ、其他各戸炊煙ヲ立ツルハ都市ノ面目ヲ損ズ」と記されている。個別家庭の台所だけでなく、炊煙の地域環境に及ぼす影響が問題となり、共同化実施の理由になっている点が注目される。

(2) 購入の共同化

日用品の購入の共同化では初期のものとして「共立社」(明治13年)があった¹⁴⁾。明治31年には、「共働店」という消費組合が設立されている。

日清戦争後、賃金労働者が激増したが、明治30年の経済恐慌期には、解雇や工場閉鎖が続出した。賃金低下、物価騰貴に加えて失業不安も重なる中で、労働者たちは必要に迫まれて労働組合を結成していった。その一つが、砲兵工廠の職工が組織した「共働店」であった。活動目的は「会員及組合員にその日常消費する物品を配付し、その生計上の便宜を得せしむる」¹⁵⁾ことにあり、家計節約のためのものであった。

この時期は、「共働店」も15~16ヶ所に増え、他の組合も種々結成された。ところが明治33年に「治安警察法」が施行されると、組合は次々と消滅していった。なぜなら、労働組合運動の一環であったことから、社会の秩序と平和を乱すものと規定されたからであった。

しかし、消費組合に対する人々の願望は根強く、婦人雑誌に寄せられた読者の意見には、それがよくあらわれている。たとえば、『婦人公論』(第1年、第10号、大正5年)で、「家庭改良意見」の特集が組まれたとき次のような投書があった。「家庭生活の四改良」と題するもので、第一の改良として、「家事の雑務に追わるるの弊を除きたきこと」をあげ、そのために、「便宜な社会的組織の下に家庭の雑事の幾分かを委ね得る方法が出来たら結構と存じます」¹⁶⁾と社会化志向を明らかにして、「社会的組織の下に委ね得る」具体例に、「消費組合」があがっていた。なお他に、「理想的托児所」の提案もみられた。

(3) 保育の共同化

「託児所」については、大正9年の『婦人之友』にも「私の欲しいもの」として、「信頼し得る託児所」をあげている例があった。寄稿主は、「当地でも小学校教員不足の今日、家計を助ける必要もあって奉職したい」¹⁷⁾ためとして、地方にいと働きたくても働けないという無念の思いをこめたものであった。

しかし、東京においても、「託児所」不足は解消されておらず、大正11年の東京市社会局による「職業婦人に関する調査」の結果をみても、「託児所、家事の社会化要望」¹⁸⁾が示されている。

なおわが国初の託児施設は、明治23年に家塾新潟静修学校内で開設され、公立としては、大正8年7月に初めて大阪で開設された例がある¹⁹⁾。

3. 共同住宅居住にともなう家事労働の共同化

わが国最初のアパート、すなわち共同住宅は明治末年からあったが、本稿では、震災後に中流階級の生活改善をめざして建てられたお茶の水の「文化アパートメント」と、日本人の生活習慣を尊重しながら住様式の改善を試みた同潤会アパートについてとりあげた。

(1) 「文化アパートメント」の場合

「文化アパートメント」は大正14年に建てられた。「文化」のイメージを最大限盛りこみ、「最初の洋風本格アパート」、「時代の最も先端をゆく住居」²⁰⁾と後年も評価されているように、これは当時の北海道帝国大学教授、法学博士森本厚吉が、「能率の高い生活を送ろうとする中流階級者を容れる実用的なもの」²¹⁾として、計画したものであった。以下、森本厚吉論文「社会経済から見た中流アパートメント・ハウス」を参考にしながら、「文化アパートメント」における家事労働について述べていく。

当アパートの家事労働は次のように行われていた。

① 炊事 地階に、共同の台所、台所用品室、台所配膳室を設置。料理の専門家による調理。

② 洗濯 地下室を設け、「洗濯機械」の大、小2個を置く。使用時間をあらかじめ決めて交代で使用する。

③ 乾燥 大きなドライヤーを設け、火力で短時間に乾かしてしまう。屋上にはルーフガーデンがあった。

④ ごみ処理 2個のインシニレーター(焼捨爐)をつくり、各階から自由にその穴に廃物を投込む。それを下で集めて焼き捨てるようにする。

⑤ 便所掃除 洗浄式で、汚物を浄化して流しだすので悪臭もなく、「清潔屋」(溜桶の周囲等を掃除する職業)や「便器洗」(年に2~3回便器を洗いにくる職業)に頼まなくてもすむ。

⑥ 風呂わかし 給湯設備がある。煙突掃除をする必要もない。

⑦ 留守番 「文化アパートメント」経営主体である財団法人文化普及会の方で、数名の訓練した家政婦が契約されており、「文化アパートメント」の居住者の希望に応じて有料(時間別)で派遣される。

なお各戸のドアには確実な戸締りが出来るようになっており、外出は気楽に出来る。

⑧ 掃除 共同利用の掃除機があり、実費で借りることが出来る。家政婦に依頼することも出来る。

⑨ 保管 特別貸付の倉庫があり、賃賃料を文化普及会に支払えば保管ができる。

なお、裁縫、アイロンかけ、衣類の収納などに関しては森本論文に記述がなかったので上記にはあげなかった。

森本論文によると、アパートメントハウスの特色の一つとして、「総てのことに合力又は共同の勢力を利用して、出来るだけ経済的に生活しようとする」(P. 251) 点をあげている。ここでいう「経済的」とは、「生活に休息と慰安を与えると同時に、生活の能率を高めると云う住居の目的を、出来るだけ費用を省き、出来るだけ労力を省いてなす」(P. 240) ことであった。ただし「生活の能率を高める」ために「住居費が外見著しく増加する如くに見えるのみならず、生活標準が高くなるが為に事実或る程度までは経費が多くなる」(P. 262) 点については、「生活能率の増進によって容易に償はれる」と、森本は言い切っている。

居住者の立場からみると、「文化アパートメント」における家事労働の共同化の評価はどうであったのだろうか。

約6年間、夫婦2人で「文化アパートメント」に住んでいた「中村久子」さんは、食堂の利用について、「夏場は御飯だけを買っております。何しろ主人と二人きりですから、余分に炊いて腐らせたりするより、取り寄せた方がお得ですから、一人前十銭で頒けてくれます。」²²⁾とむしろ積極的にその利便性を認めている。

しかし、中には「新婚一、二年はよかったが、アパートというよりは、ホテルの生活。主婦の仕事はハンカチを洗うくらいで時間が余りすぎ……」という否定的な見方もあった²³⁾。一方先述の「中村久子」さんは、「雑用に追われないから、趣味の豊かな生活が出来ますね」²⁴⁾と家事労働の共同化を評価している。前者は男性の意見であったが、後者は女性で、家事担当の当事者でもあり、かつ得られた時間の使い方に満足していたためと思われる。

(2) 同潤会アパートの場合

関東大震災後の住宅難対策の一つとして、同潤会アパートの建設が始まったのは大正末からであった。計15ヶ所に建てられたが、その1/3強は付帯設備として食堂を併設していた。

東京渋谷の代官山アパートに当時4年余りも住んでいたという「諏訪薫」さんは、「急な来客などで、御飯が足りないときには急いで食堂に行って一人前七銭で頒けて貰った」²⁵⁾と食堂の利便性を強調している。この感想は、日常的に利用している場合の例ではないが、食堂が居住者の好みに応じて利用されていることを示すものである。

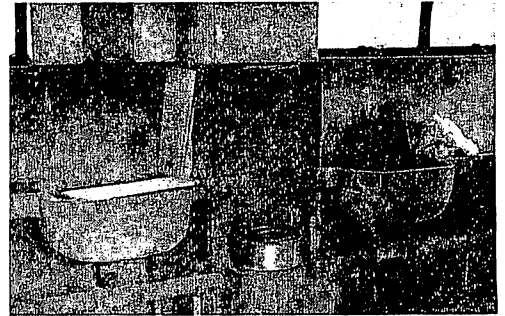


写真1. 江戸川アパートの洗たく場。
(昭和53年ごろ撮影)

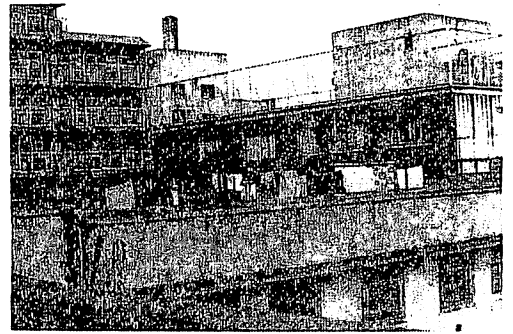


写真2. 江戸川アパートの物干場(屋上)。背景は他の建築物。
(昭和53年ごろ撮影)

新宿の江戸川アパートでは洗濯槽を設けた共同洗濯室や、共同物干場は、屋上に設けられている。屋上に近い階高に住む居住者の一人は共同物干場に関し、「冬のお蒲団干しなど誠に便利です。」²⁶⁾と積極的に評価している。(写真1および2)

空間利用の共同化ではないが、代官山アパートでは、「購買会」が組織されて、買物の合理化が図られたり、保育の共同化が行われていた。いずれも代官山アパートの居住者組織である親隣会が母体となっている住民活動であった。共同住宅居住が契機となって、家事労働の共同化形態が生れたことを示す一例といえる。

同潤会アパートには、いずれもダストシュートが設けられていた点も特徴的であった。各階の共用部分、もしくは台所近くからごみを投入すると下部に保管されるしくみになっていた。保管されたごみ類は、公衆浴場などの燃料に使われたり、焼却処理がなされた。つまり、ごみ処理も共同化されていた。(写真3および4)

(3) 共同住宅における家事労働の共同化の意義

前項において共同化の内容と利用者の評価について

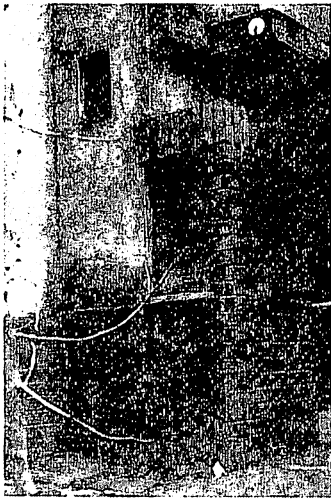


写真3. ダストシュート（江戸川アパートの場合）
1Fからのごみ投入口が、レンガ壁の中程内側に見える。各階からのごみが落下してくる途中に、臭気抜きがみられる。下の鉄扉の部分は貯留槽。（昭和53年頃撮影）

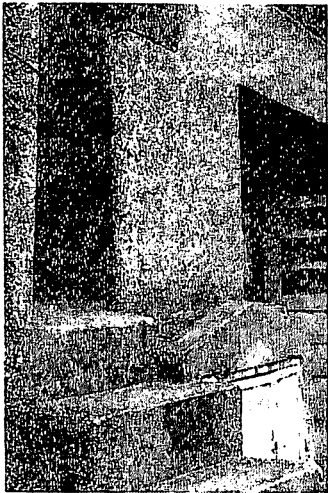


写真4. ダストシュート（鷺谷アパート）
右下白い扉の部分が貯留槽。階段を三段上ったところに1階からの投入口が見える。（昭和53年ごろ撮影）

述べたが、共同化がもたらした意義について考えてみたい。

当時は共同住宅を建設することの意義の方が注目され、家事労働の共同化は、どちらかと言えば付随的なものであった。大正期半ばにはアメリカの「アパートメントハウス」の紹介が『建築雑誌』に掲載された²⁷⁾が、それには、人口が増え、生活費が高騰する都市生活に相応しい建築として、「アパートメントハウス」

が論じられている。つまり、①わずかの面積に多数の人を集合居住せしめ、②家庭の安息と、③時間の節減と、④経費の軽減を計る、ための建築物として共同住宅を讃美しながら、①に重きが置かれていた。そして、③、④があげられてはいるものの家事労働の視点は、当論文には見られなかった。

しかし、先述の森本厚吉は、共同住宅を「経済的住居」ととらえ、「生活の能率を高める」例として台所の空間的条件をあげていることからわかるように、家事労働の視点で共同住宅の意義をとらえていた。

「文化アパートメント」にみられるような諸設備を整えた共同住宅の例は、アメリカの合理的なアパート生活を模範としており、わが国の都市住宅の改良を目指すものであった。したがって家賃も平均120円/月であり²⁸⁾、他の同潤会アパートに比べて²⁹⁾も格段に高かった。

昭和初期には、「文化アパートメント」に類する共同住宅が関西にも建設されたが、「生活の能率を高める」という目的に適合し得るためには、たとえ単身者用でも高くついたようである³⁰⁾。

一方、同潤会アパートでは、代官山アパートの居住者の談話にもあったように、家事労働の共同化の効果が比較的良好に発揮されていた。また江戸川アパートでも、ごみの管理（ダストシートシュートに貯められたごみを風呂のたきつけに使用）や前庭の植栽などに関し、アパートの住民の協力体制がしかれていたと聞く（筆者のヒアリング調査による）。つまり、同潤会アパートは、「生活の能率を高める」ためというより、震災後の住宅難対策として建設されたことからわかるように都市住宅の集合化に主たる目的をおくものであったが、結果的には、家事労働の共同化を通じて、共同住宅に適しい生活様式形成の端緒となった。

4. 戦時中の家事労働の共同化—炊事を中心として—

共同住宅居住の場合の家事労働の共同化は、建物形態に規制されて実施が可能となった例であった。では一般住宅居住の場合の共同化の実施は何が契機となったのか、またその理由、意義、および実践にともなう問題について考える。

(1) 共同化実施をもたらしたもの

i) 昭和初期の台所の実態

昭和初期の、大阪市を中心とする都市住宅の台所は作業能率の点からも、保健衛生の点からも問題があった³¹⁾。

鷲井清子、角静子による「台所改善資料としての調

査』（『建築と社会』、Vol. 14、第9号、昭和6年9月）の結果をまとめると、次のようであった。

作業能率に関しては、①西向、北向が多い、②床面は、約7割が下足制で、食事室との段差がある、③流し台の高さを、「低すぎて困る」と答える者が多く、各作業台の作業面が同一高さでない例が半数以上。

保健衛生に関しては、上記①のほか、④野菜などの保管は流しの上・下が多く、冷蔵庫の使用は一例のみ。⑤防蝨、防鼠の設備のない例が9割以上。⑥臭気抜きや排水処理設備が不完全な例が8割。

上記調査の対象階層は、会社員、銀行員を大半とする計35世帯で、典型的な中間層であった。当時の大半の都市生活者層も、上記と同様の状況であったと思われる。

なお、東京で、上記調査より数年前に、30坪内外の小住宅の台所を調査した例があった³²⁾。この調査の結果では、「進歩も改良も遅々たる現状」と指摘し、居住者がそれを自覚していない点を重視していた。

鷺井らの結果は、意識についてはふれていないが、「遅々たる現状」である点は、同潤会の結果と同様であったといえる。

ii) 台所改善に向けての働きかけ

当時、何種類もあった婦人雑誌の中でも、『主婦の友』は、中流、もしくはそれ以下の階層の主婦を読者対象としていた³³⁾。その『主婦の友』社では、他の婦人雑誌社に先がけて、台所の問題を集中的に扱ったり³⁴⁾、台所道具100点の誌上紹介³⁵⁾を行なったりして、中流以下の主婦の台所意識に刺激を与えようとした。

主婦以外の人々に対しては、原稿募集によって、身近な改善案を聞こうとする企画もあった。これは、たとえば簡易保険局が、昭和3年に発行した『健康増進のために家庭生活を如何に改善すべきか、』などの単行本にもまとめられている。

また、「健康住宅」の設計案募集が日本建築協会によって行われた。これは、『健康住宅設計図案集』、(大阪時事新報社版、昭和6年)として、その一部がまとめられている。

i) の実態調査でも保健衛生上の問題が指摘されたが当時は、生活改善といえば健康保持のためであり、それに必然的に伴うものとして、台所改善があった。

iii) 台所改善を困難にさせた社会的背景

④ 電燈、ガス、水道などの普及の停滞

表に示すように、大正末期以後、とくに炊事用ガス、上水道の普及は、ほとんど横ばい状態であった。昭和10年代も、石炭、石油、木炭、薪、たきぎなどが

表1. 電燈・燃料用ガス・水道の需要数及び普及率％；全国世帯数を100％とする

調査年	大正14年	昭和5年	昭和10年	
全国世帯数	11,999,609 ¹⁾	12,705,278 ²⁾	13,504,364 ³⁾	
％	100.0	100.0	100.0	
電燈	需要家数	9,652,058	11,352,372	11,948,953
	普及率％	80.4	89.4	88.5
ガス	需要者戸数	(795,226) ⁴⁾	1,716,662	1,996,016
	普及率％	(6.6) ⁵⁾	13.5	14.8
水道	専用給水柱	306,502	338,416	459,142
	普及率％	2.6	2.7	3.4

1) 国勢調査による世帯数

2), 3) 内地の総世帯数

4), 5) 昭和元年の需要者戸数、及び％

『日本帝国統計全書』、『日本帝国統計年鑑』より作成

次々と配給統制をうけ、マッチまでも昭和15年に切符制、のちに配給統制となった。炊事用ガスや電気は、はじめのうちは使用標準が設定され、そのうち消費が規制され、昭和18年には、消費規制がさらに強化されるという具合で、厳しさは増す一方であった。

⑤ 生活難

昭和4年にアメリカに始まった世界恐慌は、翌年わが国にも波及して、生糸関連産業に打撃を与え、多くの失業者を出した。翌6年には満州事設が勃発し、不況はさらに深まっていった。

そのため自活し得る職業に就く婦人が増加し、俸給生活者層の妻たちの中にも内職をしたり、短時間労働の企業に勤めた³⁶⁾りして、家計補助のために精出す者が増えてきた³⁷⁾。

つまり、台所空間に対する問題意識以前に生活難からくる困窮意識の方が中流階級層にとって切実であったといえよう。

⑥ 家事合理化製品の入手困難

昭和初期より、家事合理化製品として一部の電気製品が市場に現れた。中には、電化モデルハウスを展示する電機メーカーもあり、反響をよんだという³⁸⁾。昭和11年ころが、戦前では最も多種多様な家庭電気機器が出回っていたことになる。

ところが昭和13年の「国家総動員法」公布を契機に冷蔵庫などの機器が生産禁止となり、他製品についても軍需優先の産業政策のため、その生産が規制されていた。

電気製品に限らず、材料統制のために生産販売されなくなったもの、不急品ゆえに回収されたもの、など台所改善に必要と思われる生活用品が生活者の手に入りにくくなっていった。

(2) 実施にあたって

i) 実施理由

① 個別的な台所改善に替わるものとして

先述の「共同炊事場設立趣意書」の前文に、「無学、無研究の台所」が共同化実施の一つの理由にあげられているように、個別の台所改善の遅れは、炊事の共同化を実施させ易くした。

② 食料、燃料の節約のため

昭和13年の国民運動としての生活簡素化具体案の発表³⁹⁾、翌14年の「国家総動員法」18条による国内消費抑制⁴⁰⁾、翌15年の戦時食糧報国運動実施⁴¹⁾と、次々食生活上の規制がされたが、それを徹底させるために炊事の共同化が奨励された。

また前項iii) 一④で述べたように、家庭燃料の節約が強いられたが、それをより徹底させるためにも炊事の共同化が奨励されたのである。

③ 耐乏精神を支えるための手段として

食に限らず、衣生活、住生活に関しても簡素化に向けて種々の統制がしかれた。たとえば国民服が制定され(昭和15年)、「生活必需物資統制令」が公布された(昭和16年)。「欲しがりません勝つまでは」の標語が流行して(昭和17年)、国民全体に耐乏の精神が強いられた。その精神を支えるための手段として、共同炊事が奨励された。つまり、「同じ釜の飯を食べる仲間」ならば意思統一をはかりやすく、互いに支え合うことが出来るとみなされたからである。

ii) 意義

本来の共同炊事の意義としては、次の諸点があげられる。

①栄養改善、②経費節減、③労力の軽減、④水、熱源の節約、⑤主婦の潜在能力の活用、⑥家族も家事参加が容易、⑦献立内容、工夫に関する知識の獲得。

これらの意義は、共同化実施主体の性格により、効果の程度は異なる。昭和10年代に各地で始められた共同化は、①、②、④がより重視された。加えて、戦時体制下ゆえに低下した生活水準を、共同炊事を通じて得られる協力精神によって、それ以上低下させないようにすることが、昭和10年代の共同化では期待された。

iii) 運営上の問題

炊事の共同化にあたり、次の諸点が一般的に問題に

なってくる。

① 運営条件：組織、利用者の範囲と規模、時期、期間、経費など

② 設備条件：場所、設備、器具、衛生など

③ 作業条件：購入、献立計画、配給方法など

都市では、農村に比べて炊事の共同化は継続されにくかった。その最も大きな理由は、共同化の必要理由を同じくする世帯の、居住地におけるまとまり方が、農村ほど恵まれていなかったことがあげられる⁴²⁾。

その点、「共同献立配給」⁴³⁾は農村より都市で受け入れられやすかった。これは、「戸別買出しの煩を省き、栄養食の摂取を実行せしめるために、配給組合を組織し、組合員は一日一回配給所に赴いて、栄養士が作製せる献立にもとづいて集められてある献立材料を受け取り、自家に持ち帰って献立に従い調理する」⁴⁴⁾という方法なので、利用世帯がまとまって居住することをそれほど必要としなかったからである。

したがって、都市において炊事の共同化を実施していく場合、次の点が運営上問題であったと思われる。

① 同一居住地内での共同炊事の場合、世帯主の職業のちがいが等により、生活スタイルが各世帯異なりがちで、調整がとりにくい。

② とくに、炊事作業を共同で行う場合、共同施設の利用条件(距離など)に大差があると、不公平感をまねき易い。

③ 炊事作業を除く「共同献立配給」のみの場合、それが任意加入制なので居住地に規制されることはない。ただし家庭用野菜登録制販売が東京で実施された(昭和17年)ように、登録店でのご購入しか出来なくなると、居住地が離れていることは不利になる。

以上から戦時体制下の生活の不便、不自由をしのぐために共同化が奨励され、その共同化を通じて養われる「協力精神」こそが、期待されたが、生活改善の方は運営上の問題もあり、決して円滑にはいかなかったことがわかる。

5. ま と め

家事労働の社会化の一形態である共同化は、関東大震災後の生活のたてなおしにあたり、意見や提案としてしばしば話題にされた。大正期末より生活改善、および住宅難対策としての共同住宅が増えてきたが、ここでの家事労働は、場所や設備を共同使用する共同化であった。そして、戦時体制が強まっていく中で、社会、経済の非常事態に規制された共同化が、とくに炊事面に著しくあらわれるようになっていった。

以上のような震災後にみられる家事労働の共同化の傾向は、急にあらわれてきた現象ではなく、それ以前から、つまり、明治～大正期にも提案されたり、実践されていた。それらの経過が震災以後の共同化傾向に影響していったものと思われる。

それぞれの時期における家事労働の共同化は次のようにまとめられる。

1. 明治～大正期には、共同化の提案や実践をもたらした考え方として、次のような例がみられた。

炊事の共同化では、①火災防止のため、②「炊婢下僕、労ヲ費サス、飲食腐敗ノ物ヲ供セス」、つまり労力の軽減と健康管理のため、③婦人の解放のため、④工場の労務管理のため、⑤「家庭改善」のため、などであった。購入の共同化では、①「生計上の便宜」のため、②「雑務に追われるの弊を除きたきこと」、つまりわずらわしさから免れるため、などであり、保育の共同化では、①上記と同様、「雑務に追われるの弊を除きたきこと」のため、②「(家計を助けるため)奉職したい」ため、などの例がみられた。

2. 大正末～昭和初期の共同住宅居住にともなう家事労働の共同化は、共同住宅という建物形態に規制されて設備化されたものであった。「文化アパートメント」の場合は建物自体「生活の能率を高める」ことを目的として建設されたために家事労働関連空間にその

能率性ももっとも発揮されたものであった。一方、住宅難対策として建設された同潤会のアパートの場合は、家事労働設備の共同使用が契機となって居住者全体の生活を円滑にさせる効果をもたらした。

3. 終戦までの時期は、家事労働の中でも炊事に限定し、戦時中の共同炊事について考察した。

昭和初期の一般住宅における台所は、作業能率上、および保健衛生上の問題が多かったにもかかわらず、居住者の問題意識も低かった。一般向け婦人雑誌に台所問題が特集されたり、原稿や設計図の募集が行われ関心を高めるための働きかけはなされたが、戦時体制が強まるにつれ、個別家庭における台所改善は不可能となっていった。以上のような台所の未整備状態は、共同化奨励のための一つの契機となった。そして共同炊事は、戦争のために不足しがちな生活資材を補い、耐乏精神を支えるために、つまり施政者にとって好都合のものであった。

したがって戦時中の共同化は、それ以前の共同化にみられたような生活者の立場からの発想ではなかったために、運営方法においても近視眼的で都市居住者の生活様式に必ずしも適応するものではなかった。

以上1～3のうち、2、3に関連する事項は表2に示した。

本稿では、家事労働共同化の考え方が震災以後明確

表2. 家事労働の共同化に関する事項 (関東大震災～終戦)

	個別的な合理化	共同化に関して	住生活に関連する社会情勢
大正12	「屋間送電の工事が実施されないから家庭電化が進まない」 ¹⁾	「生活の簡易化」、「簡易食堂」の提案(『主婦の友』)	関東大震災
13	「主婦が台所で費す時間は総家事時間の70%」 ²⁾	「託児所、家事の社会化要望」東京市『職業婦人に関する調査』 「簡易生活は共同住宅で」 ³⁾	財団法人「同潤会」設立
14	「台所に対する問題意識低い」(『小住宅厨房の研究』同潤会)	お茶の水「文化アパートメント」の建設(家事設備の共同化)	同潤会アパートの初の着工
15		洋裁講座読売新聞で連載(洋裁の普及方法としてわが国初)	初の自動式電話開設
昭和2	アイロン、電気釜、電気七輪を市場に出す ⁴⁾ 電気かまど批判 ⁵⁾	農繁期託児所各府県に設置されることが多い 「洗たくを数軒で連合」の意見 ⁶⁾	
3	「健康増進のために台所を清潔に」の応募原稿 ⁷⁾ 「お台所研究号」(『主婦の友』)	消費組合精神の普及を図るため「婦人消費組合協会」を発会。奥むめお他)	
4			ニューヨーク株式大暴落(世界大恐慌の始まり)
5	国産電気洗たく機、冷蔵庫が市場に登場 ⁴⁾ 「便利で衛生的な台所道具の誌上展覧会」(『主婦の友』)		農村恐慌深まる 失業者32万2,000(内地人口の0.5%)
6	「組み合わせ式台所」(今日のユニット式と発想は同じ) 「台所改善資料としての調査」 ⁸⁾ 「健康住宅」と題する設計案の募集 ⁹⁾		官吏の俸給減額実施
7		「アパートの設備の充実に依て、ドメスティック・トラベルに時間を費はるることがないから能率的」の講演 ¹⁰⁾	この頃より生活難による親子心中が増加

8		江戸川アパート(同潤会)貸付開始(当時の模範的アパート)	生活苦から働く婦人増え、託児所増加
9	電化モデルハウスを展示し反響をよぶ		
10	真空掃除機・自動米洗器の誌上紹介 ¹⁰⁾ 「動線」の用語を使い、台所の能率を説く ¹¹⁾		
11	「動線」に関する研究論文 ¹²⁾ 台所改善についての文献、雑誌記事多い		俸給生活者の妻の内職盛ん 女工1日6時間制開始
12			「一汁一菜」の標語
13	生活簡素化を国民運動とする具体案(国民精神総動員中央連盟)	「隣組」の名称初めて用いられる	石炭配給統制規則公布 国家総動員法公布
14	石油・木炭配給制となる		国民服の奨励 砂糖など国内消費抑制 婦人労働者増加指数137(昭和6年を100として)
15	家庭電化製品、生産制限(奢侈品等製造販売制限規則公布)	全国的に部落会、町内会組織が確立	米・みそ・醤油・塩・木炭・砂糖など切符制採用 戦時食糧報国運動実施
16		「共同炊事の促進」他決議(第2回産業組合婦人大会にて)	生活必需物資の統制始まる
17	ガス使用量割当制実施 家庭用野菜登録制販売実施 衣料切符制となる	農村の生活共同化運動おこる	
18	ガス・電気消費規制強化 マキ・タキキ配給制	東京市戦時託児所設立要項 空襲下の共同炊事を訓練	戦時衣生活簡素化実施要綱決定(閣議)
19		家事労働時間を短縮すべき、そのために「隣保共助乃至生活共同化の強化」の奨励 ¹⁴⁾	
20	家庭用電気機器の生産を再開 ⁴⁾ 市場のセリ売り復活		

表2の註

- 1) 藤根大庭『理想の文化住宅』アルス 大正12年
- 2) 橋本耕之介『家政能率の新研究』宝文館 大正13年
- 3) 一源尾登『文化小住家』文化建築社 大正13年
- 4) 三菱電機『三菱電機社史、創立60周年』昭和57年
- 5) 甫守ふみ『現代家事上の巻』晩成処 昭和2年
- 6) 時事新報家庭部『家を住みよくする法』文化生活研究会 昭和2年
- 7) 『健康増進のために家庭生活を如何に改善すべきか』簡易保険局 昭和3年

- 8) 『建築と社会』Vol. 14, No. 9 昭和6年
- 9) 日本建築協会『健康住宅設計図案集』大阪時事新報社 昭和6年
- 10) 『建築と社会』Vol. 13, No. 11 昭和10年
- 11) 『今日の住宅』東京朝日新聞 昭和10年
- 12) 西山卯三『建築計画に於ける動線』、『建築学研究』Vol. 14, 第80号 昭和11年
- 13) 中村 寛『講演 アパート住みの便否』、『建築雑誌』昭和7年3月
- 14) 大阪市立生活科学研究所環境課『家事労働』厚生科学研究会 昭和7年

になってきたその背景について考察し、家事労働の共同化が住生活問題の一つの解決策として位置づけられていた経過を示した。

今日でも、家事労働合理化の考え方の根底には、家事労働を私事とみなし、女性を「天性の担い手」とするいわゆる性別分業意識が横たわっている。そしてその意識を前提とする商品化という方向の合理化が主に進められている。では、今後、家事労働の共同化は、住生活にとっていかなる意味を持つものなのか、あるいは持たせていくべきものなのか、について、本研究をさらに深めていきたいと思う。

(1985年8月13日受理)

参 考 文 献

- 1) 「女流震災善後懇話会」(『婦人公論』第8巻、第12号、大正12年)
- 2) 吉野作造、『明治文化全集第二十巻』、日本評論社、昭和4年(P.484)には「食堂経営論」という見出しで、次のような記述がある。
「或人ノ論ニ今般府下火災後街衢御改正ニ付テハ、自今各家屋ノ庖厨ヲ遠ケテ造作相成ル様致シタシ。一家数十人同居ノ大戸ハ別ニ厨舎ヲ造リ、又長屋住ノ小家ハ数十戸毎ニ一社ノ飲食店ヲ造リ、食事毎ニ往返シテ事ヲ辨シ一戸毎ノ電ヲ廢止セハ、第一節儉ノ一端ニシテ、且日本人從來ノ貧飽ヲ禁歎スルニ足り従ッテ火災モ少ナカルベシト、云々」
- 3) 楳枯川、『家庭の新風味』、内外出版協会、明治35年

- 4) 中尾傘瀬, 「臺所廃止論」, 『家庭雑誌』 Vol. 4, No. 1, 明治39年1月
「今日我邦に在るやうな臺所が, 戸毎に一箇宛, 備へ付けられてある為に, 何れだけ一家の主婦が心と手とを勞しつつあるか, 又如何に多く時間と金銭とを徒費しつつあるか……(略)」
- 5) 横浜の丹波文子という人の意見で(一日に)「三回もしくは二回一回と各家庭の注文により, 目方で配達する仕組のもの」と, ある。
- 6) 長崎の石原さよ子という人の意見
- 7) 横浜の佐藤志津恵という人の意見。「毎日毎日日本中の人と同じことを繰返す労力と時間を省くため」とある。
- 8) 橋本耕之介, 『家政能率の新研究』, 寶文館, 大正13年, P. 41 には, 主婦が台所において費やす時間は家事労働全体の約70%を占める, と記述されている。
- 9) 森川規矩, 『共同炊事』, 科学主義工業社, 昭和18年, P. 58
- 10) 吉野作造『明治文化全集第二十巻』, (P. 490)の「開化世相の裏表八月第五十七號」に, 次のような説明がされている。「食料賄代共上中下三等ヲ分チ, 又預リ金ノ規則ヲ定メ, 日々焚出シ夫々寓舎へ持運ヒ, 炊婢下僕ノ勞ヲ費サス, 飲食腐敗ノ物ヲ供セス。近來至便ノ良法ニシテ, 遠國來寓ノ客ハ勿論, 土地住居ノ人タリモ此社ニ入ラハ, 容易ニ活計ヲ立ルヲ得ベシ。」
- 11) 註9)に同じ
- 12) 橋詰良一, 『生活改造資料』, 婦女世界社, 大正9年, P. 125~126
- 13) 「共同炊事の計畫」, 『家事研究』第1巻, 第10号, 大正11年, P. 126
- 14) 渋谷敬三『明治文化史12, 生活』, 原書房, 昭和54年, P. 723
- 15) 註14)に同じ, P. 594
- 16) 『婦人公論』(第1年, 第10号, 大正5年), P. 88, 大多和たけの意見。
- 17) 『婦人の友』(大正9年5月), P. 50, 北海道, 水棹の意見。
- 18) 『日本婦人問題資料集成』, 第十巻, P. 112
- 19) 『日本婦人問題資料集成』, 第七巻, ドメス出版, P. 40
- 20) 西山卯三, 『日本のすまいI』, 勁草書房, 昭和50年, P. 109
- 21) 森本厚吉, 「社会経済から見た中流アパートメント・ハウス」, 『建築雑誌』471号, 大正14年, P. 237
- 22) 「アパート生活の体験を語る座談会」, 『主婦の友』, 昭和9年10月, P. 146~
- 23) 註20)に同じ, P. 111 に, 建築構造学者, 森徹の回顧談として引用されている。
- 24) 註22)に同じ, P. 155
- 25) 同上 P. 153
- 26) 同上 P. 150
- 27) 小野武雄, 「アパートメントハウスを論ず」, 『建築雑誌』, 第379号, 大正7年
- 28) 註20)に同じ, P. 110 より。
先述の中村久子さんの話では, 14坪で136円/月であるが, 「窓掛」や, 「寝台」は賃貸料をとられ, 湯を使えば人数に応じて使用料を払うので, 家賃以外の出費がかなり要するという。(註22, P. 148 より)。
- 29) 註22)に同じ
同潤会代官山アパートでは, 月22円50銭。(8帖, 45帖, 3帖, 2帖の台所, 便所付き。水道料込み)
同潤会大塚女子アパートでは, 月14円60銭。(洋間6帖, 電燈代, 入浴代, 水道代込み)
- 30) たとえば, 終戦直前まで洛東アパートと称せられた京都市左京区にある独身用アパートは, 裕福な家庭の子弟ばかりが借りていた, という評判であったという。
- 31) 町田玲子「家事労働をどう改善してさたか」, 渡辺みよ子ほか著, 『いま家事労働に問われるもの』, 有斐閣, 1984
- 32) 同潤会『小住宅厨房の研究』大正14年
- 33) 主婦の友社『主婦の友社の五十年』, 昭和42年
- 34) 『主婦の友』, 昭和3年12月
- 35) 『主婦の友』, 昭和5年5月
- 36) 昭和11年9月に「鏡紡兵庫内絹織物綿織物工場で女工労働時間, 1日6時間制開始」(『日本婦人問題資料集成』第十巻より)
- 37) 『日本労働年鑑』第13巻, (昭和7年)によると, 就職の目的は, 「家計補助」が76.57%で最も多く, 次いで「自活のため」が9.83%となっていた。(東京市統計課調査, 昭和6年3月。対象は, 東京市内の工場, 会社に勤務する婦人約17,000人)
- 38) 『三菱電機社史』(昭和57年)によると, 「電気の家」と称し, ラジオで放送される程の反響を呼んだとされる。(昭和9年名古屋)
- 39) 『日本婦人問題資料集成』, 第10巻, P. 196
「物資節約」, 「主食は精白米を避ける」など
- 40) 同上, P. 201
「乳製品, 砂糖, 卵」など
- 41) 同上, P. 205
「週1日節米デー」
- 42) 町田玲子「家庭労働の共同化—炊事—(1), 農繁期の共同炊事」, 『家政学研究』, Vol. 13, No. 1・2 において農村における共同化の成立条件および継続条件について示している。
- 43) あるいは, 「栄養食共同献立材料配給」(註9)), 「家庭国民食配給」(大政翼賛会)などと称せられた。
- 44) 山高しげり, 「戦争生活と婦人」, (『生活科学』, 第3巻, 第4号), 『日本婦人問題資料集成』, 第七巻, P. 554)